

# 近畿都市学会会報

2024/6/18 NO.222

事務局 〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学総合社会学部久研究室気付

E-mail info@kintoshi.site ホームページ <http://www.kintoshi.site/>

## 2024 年度大会のお知らせ

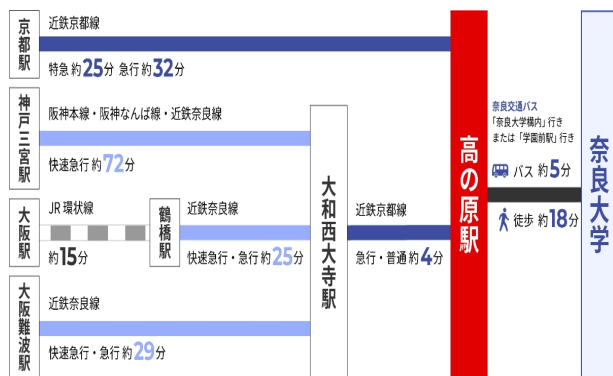
前号でお知らせしました 2024 年度大会の詳細が決まりました。以下のとおりです。奮ってご参加下さい。

日程：7 月 13 日（土）13 時～

会場：奈良大学 本部棟 A130 教室 他

キャンパス地図は以下の HP をご覧下さい。

<https://www.nara-u.ac.jp/about/gmap/>



大学 HP より引用

アクセスの詳細は大学 HP を参照ください。

<https://www.nara-u.ac.jp/access/>

コロナ禍も落ち着き、久しぶりに懇親会を開催します。懇親会の詳細は、p.2 に記載しています。

プログラムは次のとおりです。

13:00～13:30 評議員会(文学部研究棟・A114 教室)

13:30～14:20 総会(本部棟・A130 教室)

14:30～17:00 研究報告(発表 15 分、質疑 10 分)

第 1 会場(本部棟・A130 教室)

環境配慮型建築物顕彰制度の運用の変遷

木多彩子(高知工科大学)

辻井麻衣子(西日本工業大学)

都市構造から見た自動運転システムによる公共交通サービス導入の特性

小菅謙次(大阪公立大学)

ものづくり産業の操業環境保全に向けた立地適正化計画の活用—大阪府門真市を事例として—

石原 肇(近畿大学)

都市に関する地理空間情報の活用の試み—地理学科における地域調査学習の一環として—

酒井高正(奈良大学)、ゼミ生一同

条件不利地域の自治体が抱えるデジタル基盤インフラの不採算性に関する課題

井上あい子(兵庫県立大学大学院)

## 第2会場（文学部研究棟・A114教室）

新型コロナウイルス感染症対応が自治体病院  
に与えた影響—府内地方公営企業法適用病院  
の経営強化プランから—

朴井 晃（帝京大学法学部）

奈良市富雄における住民発起のプラットフォ  
ームの形成過程

根田克彦（奈良教育大学名誉教授）

北米の大都市圏とプロサッカークラブ（MLS）  
の立地

松田隆典（滋賀大学名誉教授）

政令指定都市における健康寿命と環境要因の  
関連

中谷年成（立命館大学）

18:00 懇親会 テバス高の原店

<http://www.tebasu.com/company>

参加ご希望の方は、7月7日(日)までにE  
メール([info@kintoshite.com](mailto:info@kintoshite.com))でご連絡下さい。

## 2024年度大会・研究報告要旨

### 環境配慮型建築物顕彰制度の運用の変遷

木多彩子（高知工科大学）

辻井麻衣子（西日本工業大学）

#### 【研究の背景と目的】

1997年2月に気候変動に関する国際連合枠組条約「京都議定書」が採択されてから、2005年の発効に向け、1998年6月に日本政府各省庁の対策をまとめた「地球温暖化対策推進大綱」が決定された。それを受けて国土交通省は2001年4月に産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会を設立し、CASBEE（建築環境総合性能評価システム）導入へと繋がった。本研究では施行から20年が経過した

CASBEE 評価認証制度の普及と活用の現状を、  
条例と顕彰制度運用の視点から明らかにする。

なお、本研究では一般的認識に対する訴求力の強さから顕彰制度と記すが、「表彰制度」としている自治体も多く、同意である。

#### 【研究方法】

全国の自治体における CASBEE 評価認証制度の取り組み方の現状と顕彰制度運用の実態をWEB調査とヒアリング調査から明らかにする。また、顕彰制度に継続的に取り組んでいる大阪府と大阪府で、制度運用の経緯を詳細に聞き取り、整理する。

#### 【結果】

表1に条例により CASBEE の評価・届出が義務付けられている自治体の導入時期と顕彰制度

表1 CASBEE 認証制度の義務化導入時期と  
顕彰制度の有無

NO.	自治体名	導入年	顕彰制度の有無
1	札幌市	2007	×
2	新潟市	2010	×
3	埼玉県	2009	○
4	さいたま市	2009	×
5	千葉市	2010	×
6	柏市	2010	△（CASBEE結果のみ）
7	神奈川県	2010	△（環境賞の一部）
8	横浜市	2005	×
9	川崎市	2006	×
10	長野県※	2010	×
11	静岡県	2007	○
12	愛知県	2009	×
13	名古屋市	2004	×
14	京都府	2006	×
15	京都市	2005	○（現在は×）
16	大阪府	2006	○
17	大阪市	2004	○
18	堺市	2011	○（現在は×）
19	兵庫県	2006	×
20	神戸市	2006	○（現在は×）
21	鳥取県	2010	×
22	広島県	2010	×
23	徳島県	2017	×
24	北九州市	2007	×
25	福岡市	2007	×
26	熊本県※	2010	×

の有無を示す。全国では 2004 年の名古屋市を始めに 2017 年の徳島県まで 26 の自治体で、一定の規模以上の建築物に対して CASBEE 届出を義務化している。その中には、長野県や熊本県など、CASBEE または県独自の評価指標のどちらかを義務化している自治体も含まれる。また、ここでは割愛するが、CASBEE に準ずる独自指標をもつ自治体（例：三重県）や、義務化はされていないが CASBEE を補助金を得る際の指標として活用している自治体（例：新潟県見附市）など、他の仕組みで取り入れている自治体は表 1 に限らない。義務化されている自治体のうち CASBEE を活用した顕彰制度を実施している、もしくは過去に実施していたのは 9 自治体であった。

表 2 に顕彰制度運用の変遷を示す。現地審査を行わず CASBEE 評価結果だけを活用する自治体は 4 自治体であり、CASBEE 評価に加えて現地審査を行う 5 自治体は全て近畿地方である。また神戸市と神奈川県では環境賞、建築賞の部門の中に顕彰制度が存在していた。過去 15 年以上に渡り顕彰制度を継続しており、CASBEE 評価を基礎に現地審査を実施しているのは大阪府市だけであることが確認された。

表 3 と表 4 に大阪府と大阪市の顕彰制度創設

表 3 大阪市の建築物環境配慮への取り組み

年	月	事柄
平成16(2004)	10	「CASBEE 大阪(大阪市建築物総合環境評価制度)」の制定
平成18(2006)		「CASBEE大阪 OF THE YEAR」の創設
平成23(2011)	4	「CASBEE 大阪」から「CASBEE 大阪みらい」に改名
平成24(2012)	4	「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」の施行
平成27(2015)	4	「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」の改正
		「CASBEE大阪 OF THE YEAR」から名称と内容を一部変更した「おおさか環境にやさしい建築賞」を創設

表 4 大阪府の建築物環境配慮への取り組み

年	月	事柄
平成18(2006)	4	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の施行
平成19(2007)		「大阪サステイナブル建築賞」の創設
平成27(2015)		「大阪サステイナブル建築賞」から名称と内容を一部変更した「おおさか環境にやさしい建築賞」を創設
令和4(2022)	4	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改名

前後の経緯を整理した。大阪府と大阪市では、同時期からそれぞれで CASBEE 評価を活用した環境配慮型建築物の顕彰制度を実施していたが、2014 年度より大阪府と大阪市の受賞作品を 1 つの表彰作品集として制作し、また 2015 年度からは合同で表彰式を執り行うようになった。合同して行うことになった理由は、顕彰制度の PR 効果を高めるためである。但し、それぞれの制度は大阪府と大阪市の各々の条例に従っており、それぞれ別々の顕彰制度であることに変わりはない。

現在の審査方法は、書類審査の後、必要に応じて現地確認を実施し、評価を行う流れである。また書類審査の際には建築主及び設計者等からプレゼンテーションによる説明を受けている。

表 2 CASBEE を活用した顕彰制度の変遷 <sup>1)-7)</sup>

西暦年)	1993	~	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	~	現在	現地審査の有無	備考
大阪市																		○	
大阪府																		○	
堺市																		○	現在は大阪府内に含まれる
京都市																		△	隔年実施
神戸市																		○	
神奈川県																		×	
埼玉県																		不明	
柏市(千葉県)																		×	
静岡県																		×	

環境配慮に優れた建築物の顕彰制度
  環境賞、建築賞の部門の中に顕彰制度が存在

表 5 大阪市と大阪府の事業者によるプレゼンテーションと現地確認の実施年度

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大阪市	プレゼンテーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
	現地審査	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
大阪府	プレゼンテーション	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	現地審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

表 5 に大阪市と大阪府の事業者によるプレゼンテーションと現地確認の実施年度を示す。この表から大阪府は当初から、大阪市では評価基準が変更されてから現地審査を行うようになったことが分かる。また事業者などからのプレゼンテーションについては、大阪府は平成 24 年度(2012 年度)から、大阪市では平成 29 年度(2017 年度)から審査の流れに含まれるようになった。近年は、CASBEE 評価による基礎点よりも現地審査の評価点が重み付けされる方向で見直しが進んでいる。

#### 【まとめ】

CASBEE 評価認証制度は、CASBEE 建築評価から始まり、近年は CASBEE 不動産評価や CASBEE ウェルネスオフィス評価と適用範囲が広がりかつ細分化されてきたが、義務化している自治体はほぼ固定化している。また、それを活用し環境配慮型建築物の PR 効果を期待する顕彰制度の運用は継続が難しく、そんな中で大阪府市の尽力の実態が明らかになった。

#### 参考文献

- 1) 「第 1 回 CASBEE 堺建築環境賞」：  
[https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kenchiku/CASBEE\\_kenchikukankyoushou\\_1.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kenchiku/CASBEE_kenchikukankyoushou_1.html)、(2023/9 現在)
- 2) 「京都市環境配慮建築物顕彰制度 第 1 回「京(みやこ)環境配慮建築物」について」：  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000136421.html>、(2023/9 現在)
- 3) 「神戸市都市デザイン賞」：  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/91\\_award/00\\_index.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/91_award/00_index.html)、(2023/9 現在)
- 4) 「かながわ地球環境賞」：  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f530926/index.html>、(2023/9 現在)

5) 「埼玉県環境住宅賞」：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/jyuu-takusyou2011-top/>、(2023/9 現在)

6) 「CASBEE 柏(柏市建築物環境配慮制度)について」：

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kenchikushi-do/jigyosha/environment/ondanka/casbee.html#a6-2>、(2023/9 現在)

7) 「くらし・環境部環境配慮建築物表彰表彰対象建築物」：<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/casbee/>

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/casbee/>

hyousyou\_taisyou.html、(2023/9 現在)

---

## 都市構造から見た自動運転システムによる公共交通サービス導入の特性

小菅謙次(大阪公立大学)

地域公共交通の中でもバス交通は、これまで通勤・通学需要に対応したルート交通として様々な地域で重要な役割を担ってきた。しかし、モータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化に伴いこれらの需要が大きく減少したことでバス事業者は負のスパイラルに陥り、全国各地でバス路線の縮小や撤退が進んでいる。そして、昨今のドライバーの高齢化や成り手不足に加え、ドライバーの時間外労働時間の制限により人手が不足する、いわゆる「2024 年問題」によって地域の移動手段の確保が危機的な状況に陥っている。このような都市問題の解決に向けては AI や IoT などの先端技術の活用がポイントとなり、全国各地では国主導のもとで自動運転システムによる公共交通サービス(以下、自動運転サービス)導入の実証実験が進む。そして、2023 年 4 月には「改正道路交通法」が施行され、「特定自動運行」制度の創設によって福井県永平寺町では無人自動運転であるレベル 4 の運行が始まった。またレベル 2 による定常運行やレベル 4 の運行に向けた実証実験も各地で増え、自動運転サービスの実施段階に入ったといえる。

自動運転サービスのこれまでの研究は技術開発分野の論考が多かったが、2018年以降は全国各地で実証実験の取り組みが加速したことで、導入に向けた地域住民などの社会的受容性の確保に関する研究が増えてきた。ところが、これらは個別事例にもとづく分析が中心で、それぞれの事例を比較し都市そのものの特性から自動運転サービスの導入傾向や特性を考察したものは見当たらない。

そこで本研究の目的は、都市そのものの特性、すなわち都市構造の視点から自動運転サービスの活用による都市問題の解決を考察することにある。これまでの交通政策では、都市の規模や特性に応じた対策がとられてきたが、自動運転サービスという新たな交通政策でも都市構造からの考察は重要な示唆を与えると考える。本研究では、複数の自動運転サービス事例をヒアリング調査し、鉄道駅から半径1キロメートル圏内の都心部と、それ以外の中山間・郊外部の2つの都市構造から考察した。その結果、次の特性が見られた(図1)。

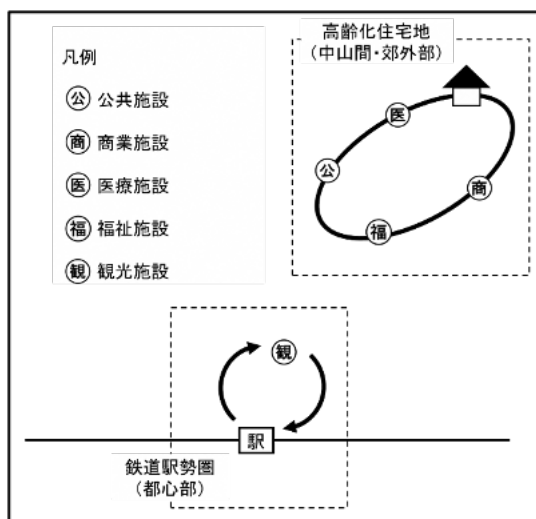


図1 都市構造から見た自動運転サービス導入の特性 (筆者作成)

(1) 鉄道駅勢圏(都心部)では、観光客をマーケットとする特性がみられた。そこでは、鉄道との結節により、ウォークラブルなまちづくりと連携し回遊性を高めていた。

(2) 鉄道駅から離れた中山間・郊外部では高齢化住宅が多く、シニアマーケットを対象に、日常生活に必要な商業・医療・福祉・公共施設を循環する特性がみられた。

このように、新たな交通政策である自動運転サービスも、都市そのものの特性によって導入目的やマーケットが異なることが分かった。これは、労働力不足時代における移動手段の確保という都市問題の解決に資する重要な視点であり、今後の自動運転サービス導入に向けた基礎資料の一つになるものと考えられる。

ものづくり産業の操業環境保全に向けた立地適正化計画の活用—大阪府門真市を事例として—

石原 肇 (近畿大学)

大都市圏において、人口減少に伴う都市の縮退は、例えば、空き家や空き地が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」として捉えられている(荒木 2018)。

「都市のスポンジ化」は、大都市圏における「ものづくり産業」である工業の衰退とも関連していると考えられる。これまで大都市圏において住工混在は大きな課題とされてきた。これに加え、近年の大都市圏では、「ものづくり産業」である工業の衰退により、工業が卓越した地域からの工場の撤退に伴う跡地の宅地化や商業施設の進出等による新たな住工混在の発生が懸念されている。このため、地域によっては、地方自治体が条例あるいは計画に基づく工業保全策を講じはじめている。具体的には、条例に基づく工業保全地区の都市計画決定や立地適正化計画による産業誘導区域の設定などがあげられる。梅村(2022)は、「ものづくり産業」の企業経営を支える基盤の一つとして、最適な立地環境が必要と指摘している。これまで個々の地方自治体の条例に基づく工業保全地区に関する報告は見られるものの、立地適正化計画による産業誘導区域の設定は、制度そのものが新しいことから、これらについて調査した

報告は見られない。発表者は、大阪府の門真市駅周辺における社会実験の取組みについて報告をしてきた(石原 2022)。この社会実験の調査の際に「ものづくり産業」の参画が見られた。同市は、松下電器産業(現、パナソニック)の企業城下町とされてきた(立命館大学人文科学研究所 1985)。近年においてはパナソニックが生産部門を他の地域に移転したことにより企業城下町的な性格が薄らぐ中、同市内には優良な「ものづくり産業」が多数立地することから、今後も東大阪工業地帯の重要な位置を占めていくことが求められている。このような状況を踏まえ、発表者は、門真市における「ものづくり産業」自身の取組みと行政である門真市の取組みを把握し、「ものづくり産業」の持続的な発展に向けての公民が連携した取組みについて報告した(石原 2023)。この中で、門真市の取組みの一つとして立地適正化計画における産業誘導区域の設定が見られた。門真市は 2017 年 3 月に策定した立地適正化計画を 2022 年 3 月に変更しており、その際に産業地としての性格が強いエリアにおいて、土地利用を住宅系へ転用することに対して、民間事業者と協議等を行い、適切に操業環境と居住環境双方の共存を図る仕組みを構築するため「産業誘導区域」を市独自の区域として設定している。そこで、本報告では「産業誘導区域」がどのような地域に設定されているか、その地域的特性を明らかにすることを目的とする。

---

## 都市に関する地理空間情報の活用の試みー地理学科における地域調査学習の一環としてー

酒井高正(奈良大学)、ゼミ生一同

報告者の学生グループでは、近畿都市学会 2017 年度秋季大会において「高校地理必修化に向けた都市研究分野からの教育現場支援ーGISを活用した都市の諸課題の教材化の試みー」と題して報告を行った。そこでは、2022 年度から高等学校において「地理総合」が必修科目として設

置られることを念頭に置き、「持続可能な社会づくり」に向けて諸課題を解決する力を育む役割を担う同科目において、自分で収集したデータを GIS を用いて処理することにより都市の諸課題を考察する教材を作成する試みを行った。その際は、近畿地方の市区町村別人口データ(性別、年齢)を中心に扱った。

「地理総合」がスタート後は、教科書においても、「政府統計の総合窓口 e-STAT」からの統計データ入手や、「jSTAT MAP」や「RESAS」など WebGIS での統計地図表示が扱われ、一部の教科書ではデスクトップ GIS として「MANDARA」が紹介されるようになった。「e-Stat」などから「小地域(町丁・字等)」、「メッシュ」などのオープン統計データとしての提供が、内容的な充実や時系列的な蓄積も進み、GIS 技法との連携もあり、市区町村単位より詳しいレベルで都市地域の状況を把握することを可能ならしめている。

本報告では、本年度の学生グループ(ゼミ)において、巡検準備としての下調べを中心に、教員養成課程を持つ地理学科としての学部授業レベルでの地域調査学習における、上記のような市区町村より詳細な地域単位を含む地理空間情報の活用への取り組み状況を紹介する。高校教育現場への支援や、本学会関係者への情報提供の一助となれば幸いである。

「e-Stat」から提供される国勢調査および経済センサス等の小地域およびメッシュのデータを中心とするが、「国土数値情報」から提供される公示地価や駅別乗降客数等のデータを用いて、北陸新幹線や富山ライトレールが地域へ及ぼす影響についても考察を行う。

### 【関連 URL】

「政府統計の総合窓口 e-Stat」  
<https://www.e-stat.go.jp/>  
内「統計地理情報システム」  
<https://www.e-stat.go.jp/gis>  
内「地図で見る統計(jSTAT MAP)」  
<https://jstatmap.e-stat.go.jp/>

「国土数値情報ダウンロードサイト」  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>  
内「国土情報ウェブマッピングシステム」  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/webgis.html>  
「地理院地図」<https://maps.gsi.go.jp/>  
「基盤地図情報ダウンロードサービス」  
<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>  
無料 GIS ソフト「MANDARA」  
<https://ktgis.net/mandara/>  
(作成者の谷謙二氏が 2022 年逝去のため更新停止。背景地図に「地理院地図」を使えなくなっているが、統計地図を KML 出力して地理院地図に読み込み代用可。)  
無料 GIS ソフト「QGIS」  
<https://www.qgis.org/ja/site/>

## 条件不利地域の自治体が抱えるデジタル基盤インフラの不採算性に関する課題

井上あい子（兵庫県立大学大学院）

### 本稿の目的

近年、過去に「公設公営」において難視聴対策と併せて光ファイバ整備を行った条件不利地域の自治体では、設備の老朽化に伴う更新、利用者のニーズや技術革新に対応した設備の高度化等により財政面の課題や少子高齢化や住民ニーズの多様化等により人材面での課題も深刻化を増してきている。そのような状況で、今後さらに人口減少が進んだ場合、これら人的及び財政的負担を理由にサービス提供が困難となり得ることが想定される。

一方で、民間事業者が光ファイバ整備とサービス提供を行う「民設民営」等では、自治体が整備費等の一部を負担する場合があるものの、原則として事業者が設備の維持管理、更新等を担うことから、自治体の維持管理等に係る人的及び財政的負担が軽減されることに加え、災害時における柔軟かつ迅速な復旧対応、規模の経済等による効率的な整備・運営が図られることが期待されている。

注) 総務省「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」参照

そこで、本研究では、条件不利地域の自治体のデジタル基盤インフラ（主に CATV・インターネット）において、「公設公営」から「民間譲渡」後の不採算性について検討する。

なお、本稿は一般的な分析ではなく、具体的な地域を特定化し、そこでの本質的な問題を議論するものである。そのため京都府の南丹市をとりあげる。

### 広域面積を有する自治体の課題

南丹市は、平成 18 年に 4 町（園部町・日吉町・美山町・八木町）が合併し、人口 29、756 人（令和 6 年 6 月 1 日現在）、京都府下で第二位の広域面積 616.4 km<sup>2</sup>である。

旧園部町では、昭和 63 年から CATV 整備事業に着手し、難視聴対策が行われていた。平成 18 年に新市全域の各家庭まで光ファイバ整備を決定し、平成 19 年に日吉町地域、平成 20 年に美山町地域・八木町地域、平成 27 年園部町地域で整備が完了し、長年の月日を要することで市内全域で自主放送による行政情報等の情報格差が解消された経緯がある。

令和 4 年に近鉄ケーブルネットワーク株式会社に譲渡し、民間主導で運用されている。

### インターネット利用促進の課題

高齢者が多い地域において、インターネットの利用促進に伸び悩む傾向がある。

理由としては、インターネットを利活用したサービスの利便性や必要性について享受できていないケースがあり、また所得に関することも要因のひとつであろう。

### 不採算地域でのデジタル基盤インフラ

民間事業者が、条件不利地域においてサービスを提供する場合は、上記のことがらを踏まえて、採算を探究し不採算性を回避する創意工夫が必

要である。そのためには、自治体と連携を図り、地域住民のニーズを正確に捉えることである。

自治体は、民間事業者への譲渡が地域 DX の最終到達ではなく、デジタル実装を通じた地域課題の解決に向けてデジタル基盤インフラの利活用が今後の欠かせない課題となろう。

---

## 新型コロナウイルス感染症対応が自治体病院に与えた影響—府内地方公営企業法適用病院の経営強化プランから—

朴井 晃（帝京大学法学部）

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）が感染症法上 5 類に位置づけられ、1 年を経過している。新たな感染症との戦いとして「有事」とも呼ぶべき状況から平時、すなわちポストコロナの段階に方針転換を図り、社会経済活動は日常を取り戻し、都市機能を安定させつつある。

コロナ対応の経験を次の新興感染症への備えに活かすための検討が各分野で進められている。例えば、国の新型インフルエンザ等対策推進会議では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定に向けた議論の中で、医療分野には感染症治療に加え、平時から新型インフルエンザに代表される新興感染症対応に備えた体制づくりの重要性が指摘されている。特に、コロナ対応で中核的な役割を果たしたとされる自治体病院は、感染症拡大時に果たす役割の重要性が再認識されるだけでなく、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）で新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組みを位置づけることが求められている。

本発表では、以上の動きを分析しつつ、ポストコロナにあっての自治体病院における運営面への影響の一端を、これまでの発表と同様に大阪府内地方公営企業法適用病院から明らかにするため、以下の 3 点に焦点を当てて検証していく。

1 点目は「公立病院強化プラン」について説明する。ガイドラインの狙いの 1 つに、第 8 次医療計画で位置づけられた「新興感染症対応」を自治体病院にも推進する姿勢を明確化させる意図があり、その手段として自治体病院を設置する自治体に策定が求められた公立病院強化プランについてみていく。

次に 2 点目として、2022 年度までの経営状況について明らかにする。大阪府内地方公営企業法適用 10 病院中の 9 病院が単年度純利益（黒字）を計上している実態が確認される一方、ヒアリングにより 2023 年度の経営状況については大幅な単年度純損失（赤字）が見込まれるなど、厳しい状況に一転する可能性が示されている。

3 点目は、自治体病院がコロナ禍を経験したことを受け、平時に次の新興感染症にどのように備えるかについてである。大阪府内地方公営企業法適用が公立病院強化プランにおいて示した内容から考察を試みる。コロナ対応を受け経営形態について、1 病院が閉院を、1 病院が地方独立行政法人化を、1 病院が指定管理者制度に移行を決めている。また、コロナ対応についての総括とあわせ、平時における次の新興感染症対策についての公立病院強化プランでの記載内容を示すこととする。

---

## 奈良市富雄における住民発起のプラットフォームの形成過程

根田克彦（奈良教育大学名誉教授）

本発表は、住民主導によるまちづくりのために形成された情報交換のプラットフォームの事例として、筆者が関わった奈良市の「富雄みらい倶楽部」の事例を紹介する。

2022 年 3 月に奈良商工会議所は、「2022 年度商工会等地域魅力づくり支援事業」の補助金事業を実施した。当事業の対象地域として、奈良市西部で大阪市の郊外住宅地である近鉄富雄駅周辺が選ばれた。奈良商工会議所は、富雄駅



周辺の商店会組織である富雄一番街商店会と富雄商工振興会に事業の相談をしたが、積極的に受け入れるという雰囲気ではなかった。それでも、奈良商工会議所は、研究会に参加した富雄の事業者などを対象として、『富雄みらい倶楽部』との名称の事業を行った。

本事業は2023年3月に終了したが、本事業に参加した富雄の事業者3名と、富雄に事業所をもたないがフリーランスの事業者2名が、既存の富雄における商店会とは別に、より包括的な富雄のまちづくりを行う、情報共有のプラットフォームを形成することを強く希望した。それに、当事業に参加していた奈良教育大学（2023年当時）の根田と奈良商工会議所が協力することとなった。当会はプラットフォームとして会合を月一度開催し、会合は主としてメンバーが属する大原和服専門学園で行った。

富雄みらい倶楽部は、当会の宣伝も兼ねて、2023年5月5日の富雄春祭りでブースを出し、アンケート調査により、富雄の住民が富雄の事業所をあまり把握していないことに気がついた。また、ブースには自治会長が訪れて、自治会活動の活性化の案を求めた。そこで、富雄の事業所をもっと住民に認知してもらう事業のプラットフォームと、自治会を支える役割を富雄みらい倶楽部が担うための事業を考えるプラットフォームが提案された。

富雄の事業所を住民に認知してもらうために、富雄の店舗に出店してもらうイベントが、2024年1月21日にイズミヤショッピングセンター学園前店で、また、令和5年度奈良市中小事業者等にぎわい創出事業補助金を得て奈良市役所東棟の屋上で3月20日に開催された。

3月のイベントには、15事業者が参加し、当日はみぞれまじりの雨天であったが100人ほどの人出があった（奈良新聞2024年3月21日記事）。また、北海道テレビディレクター藤村忠寿氏の司会で、富雄丸山古墳の発掘を担当する奈良市文化財課埋蔵文化財調査センターの鐘

方正樹所長（当時）、帝塚山大学の鷺森浩幸教授との対談が開催され、多くの考古学ファンが集まった。

このイベントの開催に際して、富雄の商店会と連携をとらなかったが、それがテレビディレクターと富雄丸山古墳に関する対談という企画を生んだかもしれない。富雄みらい倶楽部は、2024年7月現在、3月20日のようなイベント開催と、自治会のための事業が企画されており、これからの活動が模索されている。

---

## 北米の大都市圏とプロサッカークラブ (MLS) の立地

松田隆典（滋賀大学名誉教授）

1970年代から米国の地域構造は北緯37度線以南のサンベルトにおける先端技術産業の成長と以北のフロストベルトの衰退に特徴づけられる。本発表では都市圏人口の増減で示される。都市圏人口の多寡と増減は産業の発達による労働市場の規模と増減とも重複する。なお、近年は都市化の進展でCMSA（Consolidated Metropolitan Statistical Area）やCSA（Connected Statistical Area）などの広域に都市圏を定義する傾向にあるが、停滞している都市圏と成長している都市圏が合体されることがあるため、あえて伝統的なMSAを用いる。

1970-2020年の半世紀で米国の総人口は約2億人から3.3億人に65%増加しているが、サンベルトの都市圏のほとんどが65%以上の人口増加を示している。これには産業構造の変動による国内移動だけでなく、メキシコやカリブ海諸国からのヒスパニックの移住も寄与している。一方、フロストベルトはワシントンDCや自動車産業のオハイオ州コロンバス、連邦準備銀行や穀物メジャーのあるミネアポリスなどの都市圏をのぞいて、65%を下回っている。

メジャーリーグサッカー（MLS）は米国の26クラブにカナダの3クラブを加えたプロサッカ

ーリーグである。1994年にサッカーワールドカップが米国で開催されたことを契機に、1996年に10クラブで発足した。1998年に2クラブ、2005-09年に5クラブ、2010年代に10クラブ、2020年代に5クラブが加盟している。21世紀に入って3クラブが撤退したが、順調にクラブ数を増やし、発足当初から東西2つのカンファレンスに別れてレギュラーシーズン34試合を戦っている。

フォーブスによると1クラブ平均の市場価値はアイスホッケー（NHL）の半分余りの5億8000万ドルにすぎないが、ESPNの調査では1試合当たりの観客動員数は2万人余りであり、12～17歳ではMLBの人気に肩を並べたといわれる。観客動員数×レギュラー試合数から収益の多くはオーナー企業のパトロネージュに依存している。

こうした前提でMLSのクラブがどのような都市圏に立地するかということが本報告の課題である。基本的にはサンベルトの成長している都市圏か、フロストベルトの成熟した都市圏かという二分法となるかにみえる。クラブ数で言うと、カナダの3クラブをのぞくと、フロストベルトで12クラブ、西海岸北部に2クラブ、サンベルトに撤退した3クラブと2025年加盟予定のサンディエゴをのぞくとサンベルトに12クラブとなる。

詳細をみると、フロストベルトのボストン・ニューヨーク・フィラデルフィア・シカゴは都市圏人口が400万人を超える成熟した都市圏であるが、ワシントンDC・コロンバス・ミネアポリスは人口増加率が高い。逆に歴史の古いMLBやNFLのチームがあるクリーブランド・デトロイト・ピッツバーグのような人口が減少した中西部の都市圏へ進出していないが、発足当初から加盟しているカンザスシティや最近加盟したセントルイス・ミネアポリスは65%を下回るものの連邦準備銀行が設置されている。同様にシンシナチも中西部の拠点都市である。

近年新規立地しているサンベルトは産業構造の転換以前から成長していたサンフランシスコ・ロサンゼルス・ダラス・ヒューストン・アトランタ・マイアミの都市圏と最近急成長したシャーロット・オーランド・ナッシュビル・オースティン・サンノゼの都市圏に大別される。

---

## 政令指定都市における健康寿命と環境要因の関連

中谷年成（立命館大学）

### 目的

本研究の目的は、政令指定都市における健康寿命と公園、病院数などの環境要因との関連性を明らかにすることである。具体的には、都市の環境要因が住民の健康寿命にどのように影響を及ぼすかを調査し、その結果をもとに都市計画や公衆衛生政策の改善に役立てることを目指す。都市環境は、公園の数や面積、病院の数、交通網の発達度など、多くの要素から成り立っている。これらの要素は、住民の健康状態や生活習慣に直接的、間接的に影響を及ぼす可能性がある。例えば、公園が多い地域では、住民が運動をする機会が増え、それが健康寿命の延長につながることもまた、病院が充実している地域では、早期発見・早期治療が進み、それが住民の健康寿命に寄与することが考えられる。本研究では、これらの仮説を検証し、都市環境と健康寿命との関連性を定量的に評価する。その結果をもとに、都市計画などの改善について検討する。これにより、都市の持続可能な発展と住民の健康寿命の向上を両立する新たな知見を得たいと考えている。

### 方法

対象は、政令指定都市21である。行政機関により公開されているデータを政令指定都市ごとに集計し、分析した。分析手法としては、男女それぞれの2019年度の健康寿命を目的変数とする重回帰分析を行った。説明変数には、65歳以

上就業率、課税対象所得、単身高齢者世帯割合、可住人口密度などの要因と環境要因として 1 人当たりの公園面積、長屋率、人口 10 万人対図書館数、体育館、病院、スーパー、田・畑面積率、森林面積率などの変数を用いた。単位が異なるため、数値を標準化したのちに 21 政令指定都市で説明変数をすべて同時投入し（環境要因は 1 つずつ）重回帰分析にて計算し、検討した。

## 結果・結論

本研究では、65 歳以上就業率、課税対象所得などの社会条件を一定にした上で、環境要因を一つずつ入れ替えて重回帰分析を行った。男女で 65 歳以上就業率、後期高齢者率などは異なったものの、しかし、男女ともこれらの環境要因については、健康寿命に対して有意な影響を持つものは見つからなかった。これは、これらの環境要因が健康寿命に直接的な影響を与えるわけではない可能性があることが示唆されたと言える。今後はこれらの結果を受けて、多数の環境要因をより少数の主成分にまとめることができ、各要因間の多重共線性の問題を軽減することができる主成分分析を実施したのち、重回帰分析をするなど検討したい。

---

## 『都市研究』の刊行・論文募集について

現在 20 号の発行に向けて準備を進めています。つきましては、査読論文の投稿をよろしく願います。執筆要項はホームページの「刊行物」ページをご覧ください。

---

## 年会費納入のお願い

会費の納入がお済みでない方は以下の口座まで振込をお願いします。6 月 10 日現在、どの年度まで納入されているか宛名ラベルに記載しています。2024 年度までの納入になるよう、振込をお願い致します。

普通会員は年 8,000 円、学生会員等近畿都市学会のみ所属の会員は年 4,000 円です。

- ・ゆうちょ銀行振替口座  
00990-7-86235 近畿都市学会
- ・ゆうちょ銀行〇九九店(ゼロキユウキユウ店)  
当座 0086235 キンキトシガツカイ

## ■会員異動

退会 山村和宏

---

## 事務局より

### ■会員情報変更について

会員情報の確認や変更は、「会員管理システム」によって会員の皆様がお自分で行えます。「会員管理システム」の URL は以下のとおりです。（近畿都市学会 HP からアクセスできます。）[会員 ID]は会報等の宛名ラベルに記載しています。（不明の際は事務局までお問合せ下さい）

<https://www.mmb-sys.jp/pacmmb/USER/personal/login.aspx>

### ■お問い合わせ

入退会の申込等、お問い合わせは E メール ([info@kintoshi.site](mailto:info@kintoshi.site))等でお願います。

### 近畿都市学会事務局

〒577-8502 東大阪市小若江 3 - 4 - 1

近畿大学総合社会学部久研究室気付

E-mail: [info@kintoshi.site](mailto:info@kintoshi.site)

ホームページ <http://www.kintoshi.site/>